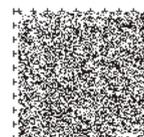


第2期 広島県
地域福祉支援計画

概 要 版

令和6(2024)年3月



基本理念・目指す姿

基本理念

「多様性を認め合い 支え合いながら 自分らしく活躍できる 安心と活気あふれる共生のまち 広島県」

目指す姿

わたしたちのまちでは、地域社会を構成する多様な主体が連携し、個々人の違いを尊重し互いに支え合う環境が整うことで、住民が安心して生活するとともに、つながりを持ちながら、自分らしく活躍しています。

地域共生社会の実現に向けて

【本計画での取組の方向性】

- ① 一定の距離を保ちながら、お互いの暮らし(方)を尊重しつつ、いざ困っている人がいた場合には、その苦しさに「気付き」、「気に掛け」、「手を差し伸べる」ことができる人が増える
- ② そうした人が地域に増えていくことで、困っている身近な人を見逃さず、早期に発見し、必要に応じて専門職の支援に繋げるなど、早期の解決に導くことができる
- ③ こうした社会が広がることで、困っている人だけでなく、心配している人も含めて、地域に暮らす一人一人が、尊重し合いながら、安定的かつ継続的に「安心した暮らし」を送ることにつながる

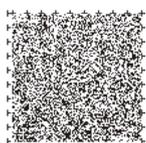
地域社会を構成する多様な主体が連携して
「困りごとを抱える人が早期に発見され、早期の解決につながる」
ための取組を推進することで、本計画で目指す地域共生社会
「尊重し合いながら安心して暮らせる地域社会」
の実現を図ります。

計画期間

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度【6年間】

なお、計画期間中における状況の変化に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行う場合があります。

計画の位置付け



本計画は、社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、市町が策定する「地域福祉計画」の達成に資するため、広域的な見地から、市町の地域福祉の取組の推進を支援することを目的として、必要な事項を一体的に定めるものです。

計画で推進する取組領域

高齢、障害、子供・子育て、生活困窮等の福祉に関する各分野の具体的な施策・取組については、それぞれの計画に委ねることとし、本計画では、「基本理念・目指す姿」の実現に向け、関連する計画と整合を図りながら、「重層的なセーフティネット」の構築に必要な施策の方向性を定めます。

「重層的なセーフティネット」とは、制度や分野を超えた全世代を対象とした、複合的な課題や制度の狭間の問題を解消する支援の仕組みであり、県民誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせることを実感できる社会の実現(安心感の向上)を目指すものです。

■「重層的なセーフティネット」を形成する3つの機能

多様な主体による支え合い機能

緩やかな見守り
多様な主体の支え合いの輪

まるごと相談支援機能

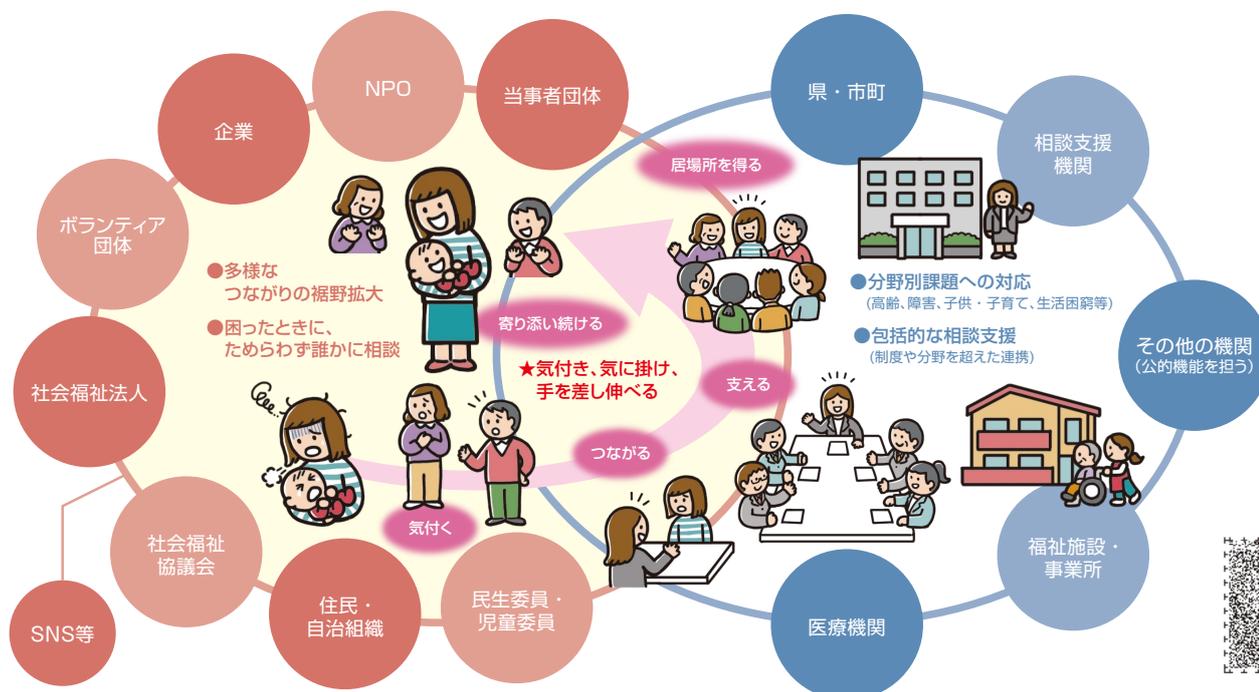
個別課題のみに捉われない「世帯まるごと」の
支援や分野を超えた連携



つなぎ・つながる機能

多様な主体による支え合いと専門職・専門機関等が継続的につながり続ける
適切な制度や支援に早期かつ確実につながる

身近な「つながり」と専門機関・関係団体の「つながり」によるセーフティネット

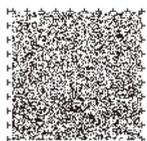
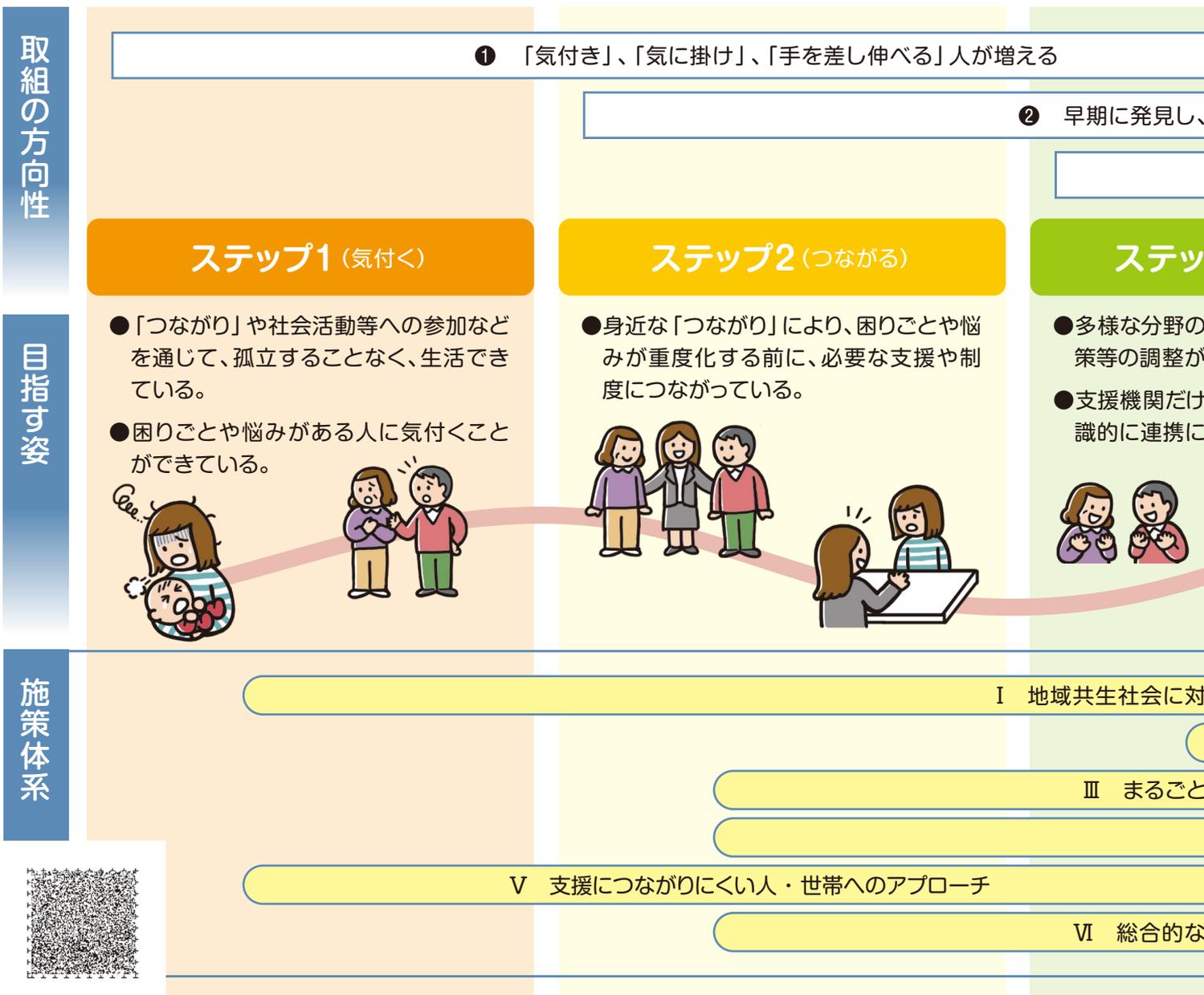


「尊重し合いながら安心して暮らせる地域社会」の実現に向けて

- 本計画が目指す地域共生社会(尊重し合いながら安心して暮らせる地域社会)の実現に向けては、様々な課題を抱える人を支えるための切れ目のない多様な“つながり”と“支援の流れ”(下記ロードマップ)を形成していくことが必要です。

そのため、本計画では、目指す姿の実現に向けた「3つの取組の方向性」を施策推進の中軸に据え、その方向性ごとにステップ1~5の実現に向けた仕組みや流れが、県内各地に形成されて発揮されるよう、「6つの施策の柱」を設定して各施策の充実を図ります。

県民の誰もが「尊重し合いながら安心して暮らせる地域社会」



- また、第1期計画で得られた成果や課題等を踏まえて、第2期計画では、次の2つの取組について特に注力する施策と位置付けて推進します。

I 地域共生社会に対する理解の促進（県民の理解と行動の促進）

悩みを抱えた人に「気付き」、「気に掛け」、「手を差し伸べる」という県民の意識・行動の変容を促すモデル活動等に取組み、福祉的な悩みを抱える人が支援につながる仕組みや環境づくりを推進します。

VI 総合的な権利擁護体制の構築（成年後見制度等の権利擁護支援の充実）

各市町において、成年後見制度等の権利擁護の相談が受けられ、司法専門職等と連携して課題を整理し、解決策の方針が決定できる体制づくりへの支援を強化するとともに、担い手の確保に取り組みます。

～困りごとを抱える人が早期に発見され、早期の解決につながる取組を推進～

早期の解決に導く仕組みができる

③ 安定的かつ継続的に「安心した暮らし」を送れる仕組みができる

プ3（支える）

支援機関が連携して支援なされている。

ではなく、地域住民も意関わっている。



ステップ4（居場所を得る）

- 地域の中で社会とつながる場や機会を得て、地域で孤立していない。
- 自らが悩み、困ったときに、ためらわず、相談できている。



ステップ5（寄り添い続ける）

- 地域や専門機関の寄り添いの中で日常の暮らしを送ることで、日々の生活の安定と安心感につながっている。



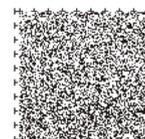
する理解の促進

II 多様な主体による支え合いの促進

相談支援体制の構築

IV つなぎ・つながる機能の充実・強化

権利擁護体制の構築



第2期広島県地域福祉支援計画 施策体系

この計画では、次の「6つの柱」により、取組を推進します。

柱 ・ 施 策

I 地域共生社会に対する理解の促進

県民一人一人が、日々の暮らしでの身近な「つながり」の必要性を知り、高齢者介護や障害福祉、生活困窮などの福祉的な悩みを抱えた人に、「気付き」、「気に掛け」、「手を差し伸べる」行動を促すための理解促進に取り組みます。

性別、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識醸成のための啓発活動などを行います。

- 県民の理解と行動の促進
- 多様性等への相互理解の促進

II 多様な主体による支え合いの促進

住民をはじめ、地域社会を構成する多様な主体が担い手となり、地域の居場所や相談・交流の場など、社会とつながる機会・場づくりが促進されるよう支援します。

また、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりや、災害時において、年齢や障害等に関わらず、安心して避難ができるよう、地域での支え合い活動の促進に取り組みます。

- 地域活動に携わる多様な担い手づくり
- 社会とつながる機会・場づくりの促進
- 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの促進
- 非常時の地域支え合い活動の促進

III まるごと相談支援体制の構築

これまでの属性別や対象者のリスク別の専門的な相談支援をベースとしながらも、複合的な課題や制度の狭間の問題にも柔軟に対応するため、各分野の専門的な知識やノウハウを共有し、制度や分野を超えた連携体制の構築を推進するとともに、専門職の人材育成等による相談支援機能の充実に取り組みます。

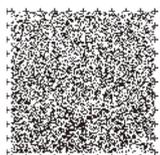
- 分野を超えた連携体制の構築及び相談支援機能の充実

IV つなぎ・つながる機能の充実・強化

住民主体の活動創出の後押しや住民と専門職間のつなぎ役など、人と人、人と資源を結びつけるコーディネート機能の充実に向け、市町や関係機関を対象とする研修や情報交換会等を実施します。

また、適切な支援や支え合いにつながりやすい環境づくりを促進するため、地域の居場所や制度・サービス等の情報を発信し、つなぎ・つながる機能の充実に向けた支援を行います。

- つなぎ・つながる機能の充実に向けた支援



V 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ

複合的な課題や制度の狭間の問題など、様々な「生きづらさ」を抱えていながら、課題の潜在化や社会的孤立等により、支援につながりにくい人・世帯に対する支援の充実に取り組みます。

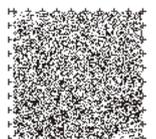
- ケアラー(家族介護者等)への支援の充実
- 特に支援が必要な人・世帯への支援
 - ・ 発達障害児・者への支援の充実
 - ・ 生活困窮者への支援の充実
 - ・ ひきこもり支援の充実
 - ・ 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備
 - ・ 矯正施設退所者等の地域定着支援
 - ・ 外国人が安心して生活できる環境整備
 - ・ 配慮が必要な人への支援

VI 総合的な権利擁護体制の構築

認知症高齢者や知的・精神障害者等、判断能力の不十分な人は、財産の管理や日常生活等に支障がある場合、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵害されていることに気付くことができない場合もあります。そのような人々の意思を尊重し、人権侵害(財産侵害や虐待など)が起こらないようにすることや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わり、援助者が代理として権利やニーズの表明を行うことが必要です。

このため、県民誰もが、権利を侵害されることなく、尊厳のある本人らしい生活を継続するため、福祉、司法、行政など多様な分野・主体が連携し、成年後見制度の利用促進など権利擁護支援の充実を図ります。

- 成年後見制度等の権利擁護支援の充実
- 虐待・DV防止対策の充実
- 消費者被害対策の充実
- 福祉サービスの苦情解決及び第三者評価による質の確保



指標の設定

計画の実効性を高める観点から、「評価指標(KPI)」を設定します。

また、「基本理念及び目指す姿」に近づいているかを検証していくため、「注視する指標」を設定します。

評価指標(KPI)

評価指標(KPI)や、各指標の目標数値については、次のとおりです。

このほか、令和6年度から実施するモデル地域の取組を踏まえ、「福祉的な悩みを抱えた人に手を差し伸べるという意識・行動の変容」や「ためらわずに相談する意識の醸成」を図る指標を検討します。

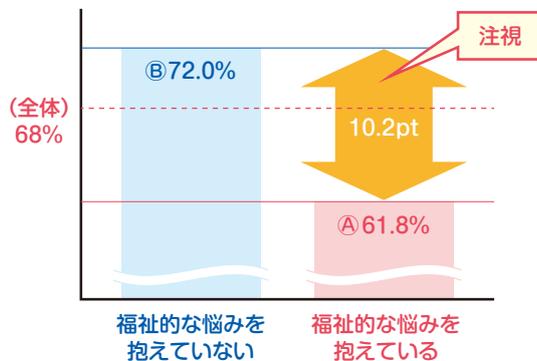
指 標	現状値 [令和4(2022)年度]	目標値 [令和11(2029)年度]
困りごとや悩みに対して地域の方向士での助け合いができていない人の割合	26.8%	50.0%
包括的な相談支援体制の構築に着手した市町数	19市町	23市町
成年後見制度における中核的機能を有し、地域連携ネットワークの構築に取り組む市町数	9市町	23市町
成年後見人の受任可能者数(親族を除く)	958人 [※] [令和5(2023)年度]	1,500人

※成年後見受任団体からの聞き取りによる受任可能者数

注視する指標

計画全体の進捗を測るために、「福祉的な悩みを抱えていても、安心して暮らしている人の割合」(福祉的な悩みの有無による安心感の差)を「注視していく指標」として設定し、継続してモニタリングしていきます。

【安心して暮らしている人の割合 (R4)】



【出典:令和4(2022)年度広島県実態調査】

第2期 広島県地域福祉支援計画 概要版

広島県健康福祉局 地域共生社会推進課

〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL 082-513-3136

